

## 犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和8年3月27日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	田中 幸子		2番	宮田 孝	
3番	小川 豊		4番	齋藤 ゆみ	
5番	安田 勝明		6番	斉木 一吉	
7番	宮島 直也	欠席	8番	宮地 勝則	
9番	河村 修		10番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	次長	宮田 隆志
統括主査	大藪 剛士	書記	中川 碧
書記	後藤 悠真		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

9番	河村 修	10番	田中 隆
----	------	-----	------



議長                    それでは議案一覧表に基づき、第10号議案から第13号議案を上程します。

                          それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局                説明を始めさせていただきます。

                          議案書1ページをご覧ください。第10号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

                          議案書2ページをご覧ください。番号1番。申請事由は自宅付近で耕作を行うためです。

#### 【議案説明】

                          貸人は高齢で遠方に住んでおり、耕作管理が困難になっております。そこで借人が本申請地を耕作及び管理することで話がまとまったため、本申請となりました。

                          本申請は、借人が犬山市で初めて農地の権利を取得するため、3月17日に城東地区担当の農業委員、推進委員と事務局で面談を行いました。借人は、申請地では季節野菜の栽培を行うこと、また、草刈りなどを定期的に行うことで、周囲に迷惑をかけないようにするなど、申請地の耕作、管理が可能なことを確認しております。

                          続いて番号2番。申請事由は営農規模拡大のためです。

#### 【議案説明】

                          貸人は高齢により耕作管理が困難になっております。そこで本申請地付近を耕作している借人が本申請地の管理及び耕作をすることで話がまとまったため本申請となりました。

                          借人は農業経験があります。また、耕作に必要な農業機械を

所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

こちらの案件は、羽黒地区で荒廃農地になっていた場所で、斉木委員による所有者へのアプローチにより農地法第3条の使用貸借権を設定し耕作することで解消に繋がりました。

議案書3ページをご覧ください。番号3番。申請事由は農地売却に伴い減少する耕作地の代替地及び営農規模の維持・拡大のためです。

#### 【議案説明】

譲受人は、開発に伴い犬山市の農地を売却しました。譲受人は今後営農規模の拡大を考えております。そこで売却による耕作地の減少に伴い、代替地の確保及び営農規模の維持・拡大を検討していたところ、遠方に住んでおり、耕作管理が困難な譲渡人と話がまとまったため、本申請となりました。

譲受人は農業経験があります。また、譲受人の夫は犬山市の認定農業者であり、協力して耕作管理を行っております。申請地の耕作も協力して行う予定です。耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であり、許可相当であると見込まれます。

議案書4ページをご覧ください。第11号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書5ページをご覧ください。番号1番。転用の目的は駐車場用地が必要なためです。

#### 【議案説明】

譲受人は本申請地の隣地に住んでおり、来客用の駐車場用地

を探していたところ、農業経験がなく耕作管理が困難になっていた譲渡人との話もまとまったため、駐車場用地として利用するため本申請となりました。

本申請地は令和7年10月頃より、防草対策のため砂利敷にしていたことから、その旨の始末書が添付されております。

地図資料の21ページをご覧ください。雨水は自然浸透にて処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番、エ-  
(ア)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エ-(イ)、許可をすることができる、に該当します。

続いて、番号2番。こちらは令和7年11月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は資材置場用地が必要なためです。

#### 【議案説明】

本案件は是正案件です。譲受人は、昭和30年に設立した給排水設備工事を行う法人です。

平成10年頃、本社事務所に十分なスペースがなく、事業で使う資材の置場が不足しており、資材置場用地が必要でありました。資材置場用地を探していたところ、本申請地の所有者より土地を貸してもよいとお話があり、資材置場としての利用を始めました。この度、譲受人は本申請地が農地関連法令の手続きがされていない状態であることを知りました。他の土地へ移転することを検討しましたが、距離や面積、所有者の同意が取れないなど、条件を満たす適地がありませんでした。今後も事業を行うためには本申請地で資材置場が必要なため、是正を行

うため本申請となりました。

本申請地は、平成10年頃より、資材置場として利用していたため、その旨の始末書が添付されております。

地図資料の24ページをご覧ください。雨水は敷地浸透にて処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側2番、イ(7)-a、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。許可基準は右側10番、イ(イ)-c-(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、に該当します。

議案書6ページをご覧ください。番号3番。こちらは令和7年11月農業委員会総会で農振除外の案件として、皆さんに審議していただいた案件です。転用の目的は駐車場用地が必要なためです。

#### 【議案説明】

本案件は是正案件です。借人は、昭和48年に設立した合成樹脂製造加工業を営む法人です。平成4年頃に本社工場を新設し、事業が順調に進んでいましたが、次第に従業員用の駐車場が不足しておりました。本社敷地内に十分な駐車スペースはなく、本社付近で駐車場用地を探していたところ、現在の土地所有者の祖母より土地を貸してもよいとの話があり、駐車場としての利用を始めました。借り受け時には既に駐車場として整備されておりましたが、本申請地が農地関連法令の手続きがされていない状態であることを知りました。

他の場所へ移転も含め代替地を検討しましたが、距離や面積、所有者の同意が取れないなど条件を満たす適地がありません。

んでした。本申請地は本社工場からも近く、引き続き従業員の駐車場として必要な場所であり、他の土地で代替することは困難であることから、是正を行うため本申請となりました。

本申請地は平成4年ころより駐車場として使用していたため、その旨の始末書が添付されております。

地図資料の28ページをご覧ください。雨水は敷地浸透にて処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側6番、オ(ア)-a-(b)、駅から周囲概ね500m（当該施設を中心とする半径500mの円で囲まれる区域の宅地割合が40%を超える場合には、40%になるまで半径を延長したときの当該半径の長さ（上限は1km））以内の区域にある農地で第2種農地に該当します。許可基準は右側の34番、オ(イ)-b、イ(イ)-c、d、g、hのいずれかに該当する場合で、表面右面10番、イ(イ)-c-(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、に該当します。

続いて、番号4番。転用の目的は駐車場用地が必要なためです。本申請は一時転用の案件です。

#### 【議案説明】

借人は再生可能エネルギー事業を営む法人です。今回本申請地北側で蓄電池システム構築工事を計画しております。工事に伴い、専門作業員用の駐車場が不足しております。工事を円滑に進めるための作業員用駐車場用地としての利用を考え、本申請となりました。

地図資料の 31 ページをご覧ください。雨水は自然浸透にて処理します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側 1 番、ア-(7)、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）第 8 条第 1 項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域（農用地区域）内にある農地で農用地区域内農地に該当します。許可基準は、右側の 3 番、ア-(イ)-c、仮工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で当該農地を供する必要がある、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないもの、に該当します。

議案書の 7 ページをご覧ください。第 12 号議案、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

議案書の 8 ページをご覧ください。

番号 1 番及び番号 2 番は、3 月 16 日に事務局と羽黒地区及び池野地区担当の農業委員、推進委員で現地の確認を行いました。申請地は既に樹木や雑木が生い茂っており山林となっております。耕作が困難で農業上の利用が見込めない土地です。また、申請地に機械等での進入ができず、農地として再生することは困難な状況のため、非農地であると見込まれます。

議案書の 9 ページをご覧ください。第 13 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定についてです。

議案書の 10 ページから 15 ページをご覧ください。今月の案件は、16 件です。

整理番号 1 番から 3 番については犬山地区、番号 4 番につい

ては城東地区、番号5番から番号9番及び番号13番から15番については羽黒地区、番号10番及び番号16番については池野地区、番号11番から番号12番については楽田地区となります。

13番から16番については、申請地は、新しい担い手が現在耕作している農地付近にあるため耕作が容易であり、農地の集約化につながります。

議案書の説明は以上です。

議長                   ただいま事務局から、第10号議案から第13号議案までの説明がありました。これについて、質問・意見はありませんか。

議長                   1つお聞きします。農地転用の案件で、始末書が添付してある案件について、現在は結果的には事後承認という形となっています。このようなケースを市の職員や農業委員会で見つけることは難しいですか。

事務局                回答させていただきます。

農地の数が非常に多いため、こちらから探して見つけ出すというのは難しいですが、通報等あった際は、所有者に文書を送るなどして対応はさせていただいております。

また、現在は登記地目と現況地目が違っていた場合は税務課と連携をとって対応をしております。

議長                   わかりました。

議長                   他にご意見はなさそうなので、ここで地区審議に入らせていただきます。

15分ぐらいということで、14時45分まで地区審議をお願いします。

14時25分 地区審議

14時40分 開議

議長 それでは、総会を再開します。

第10号議案に入りますが、本議案には斉木委員が申請者となっている案件がありますので、「農業委員会等に関する法律第31条第1項」により斉木委員はしばらくの間ご退席をお願いします。

**【斉木委員 退席】**

議長 農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番について、城東地区をお願いします。

安田委員 5番の安田です。

1番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 2番について、羽黒地区の内容となりますが、宮島委員は欠席、斉木委員は一時退席のため、本申請については、中立委員の田中幸子委員より意見をお願いします。

田中幸子委員 中立委員の田中幸子です。

2番について、羽黒地区の委員からの異議は特にないとのことですので、可と認めます。

議長 3番について、楽田地区をお願いします。

田中隆委員 10番の田中です。

3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第10号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは本議案について可と決定しました。  
斉木委員は席へお戻りください。

【斉木委員 着席】

議長 続いて第11号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見決定を求めます。

1番から2番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

1番から2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番から4番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

3番から4番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第11号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長                    それでは本議案について可と決定しました。  
                          続いて、第12号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願について意見の決定を求めます。  
                          1番から2番について、池野地区お願いします。

斉木委員              6番の斉木です。  
                          1番から2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長                    ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。  
                          第12号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

**【全委員 異議なしの声】**

議長                    それでは本議案について可と決定しました。  
                          続いて第13号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画素案の意見決定について意見の決定を求めます。  
                          1番から3番について、犬山地区お願いします。

宮田委員              2番の宮田です。  
                          1番から3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長                    4番について、城東地区お願いします。

安田委員              5番の安田です。  
                          4番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長                    5番から9番及び13番から15番について、羽黒地区お願

いします。

斉木委員 6番の斉木です。

5番から9番及び13番から15番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 10番及び16番について、池野地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

10番及び16番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 11番から12番について、楽田地区お願いします。

河村委員 9番の河村です。

11番から12番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第13号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

**【全委員 異議なしの声】**

議長 それでは本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 議案書の16ページをご覧ください。第4号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理についてです。

議案書の 17 ページをご覧ください。今月の報告は 1 件です。

議案書の 18 ページをご覧ください。第 5 号報告、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理についてです。

議案書の 19 ページをご覧ください。今月の報告は 3 件です。

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問などありますか。

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。